<平成29年2月25日改訂>

(下線部は変更箇所)

外国為替保証金取引説明書(外貨ネクストネオ)

I. 外国為替保証金取引のリスクおよび委託財産の管理方法について

1. ~7 (略)

8. お客様と当社との取引は相対取引であり、お客様の注文に対しては当社が相手方となって注文を成立させます。また、当社は、外国為替保証金取引のリスクをヘッジする目的で以下の金融機関等を相手方としてカバー取引を行っております。

新 (変更後)

(略)

■スタンダードチャータード銀行(Standard Chartered Bank) 銀行業(英金融行為機構及び英健全性規制機構による監督)

Ⅱ. (略)

Ⅲ. 取引説明ガイド

1. ~25 (略)

26. 1Lot あたりの必要保証金額と変更ルール

1.1Lot あたり必要保証金額の計算式

ポジションを保有する際に必要となる必要保証金額は、個人のお客様・法人のお客様ともに、通貨ペア毎に異なります。それぞれの 1Lot あたりの計算式は次の通りです。

[1]個人のお客様の場合

1Lot あたりの必要保証金額は、「基準レート×1,000 (通貨) ×4% (保証金率)」の式で計算します (100 円未満切り上げ)。

[2]法人のお客様の場合

一般社団法人金融先物取引業協会(以下「協会」といいます。)が以下のURL等にて原則週1回公表する、通貨ペア毎の「法人向け為替リスク想定比率」の値を当社の定める保証金率とし、 1Lot あたりの必要保証金額は、「基準レート×1,000(通貨)×保証金率(法人向け為替リスク想定比率)(%)」の式で計算します(100円未満切り上げ)。

外国為替保証金取引説明書(外貨ネクストネオ)

I. 外国為替保証金取引のリスクおよび委託財産の管理方法について

1. ~7 (略)

8. お客様と当社との取引は相対取引であり、お客様の注文に対しては当社が相手方となって注文を成立させます。また、当社は、外国為替保証金取引のリスクをヘッジする目的で以下の金融機関等を相手方としてカバー取引を行っております。

旧(変更前)

(略)

(新設)

Ⅱ. (略)

Ⅲ. 取引説明ガイド

1. ~25 (略)

26. 1Lot あたりの必要保証金額と変更ルール

1.1Lot あたり必要保証金額の計算式

ポジションを保有する際に必要となる必要保証金額は、個人のお客様・法人のお客様ともに、通貨ペア毎に異なります。それぞれの ILot あたりの計算式は次の通りです。

[1]個人のお客様の場合

1Lot あたりの必要保証金額は、通貨ペア毎に以下の式で計算します(100円未満切り上げ)。

通貨ペア	計算式
USD/JPY、EUR/JPY、EUR/USD、AUD/JPY、	基準レート×1,000 (通貨) ×4% (保証金率)
GBP/JPY、NZD/JPY、CAD/JPY、CHF/JPY、	
HKD/JPY、GBP/USD、USD/CHF、AUD/USD、	
NZD/USD, EUR/AUD, TRY/JPY, CNH/JPY,	
NOK/JPY、SEK/JPY	
ZAR/JPY、MXN/JPY	基準レート×1,000 (通貨)×6% (保証金率)

[2]法人のお客様の場合

1Lot あたりの必要保証金額は、通貨ペア毎に以下の式で計算します(100円未満切り上げ)。

通貨ペア	計算式
USD/JPY、EUR/JPY、EUR/USD、AUD/JPY、	基準レート×1,000 (通貨) ×1% (保証金率)
GBP/JPY、NZD/JPY、CAD/JPY、GBP/USD、	

(https://ffai.nexdata.com/)

※発注済みの未約定新規注文、および新規注文を新たに発注する際に必要となる 1Lot あたり注文中保証金額は、1Lot あたり必要保証金額に同じとします。

※非・対円通貨ペア(クロスカレンシー取引)の 1Lot あたり必要保証金額の基準レートは、取引通貨が同一である対円通貨ペアの基準レートに同じとします。たとえば「EUR/USD」の基準レートは、「EUR/JPY」の基準レートと常に同じです。

※当社では両建て取引における必要保証金額の算定に「MAX 方式」を採用しております。「MAX 方式」とは、両建てとなっている通貨ペアにおいて、売り買いそれぞれの合計 Lot 数を比較して、いずれか大きい側(同 Lot 数の場合はいずれか一方)の合計 Lot 数で必要保証金額を算出する方式をいいます。

※「法人向け為替リスク想定比率」の公表時期については、次項記載の内容をご確認ください。

2. 必要保証金額の変更ルール

以上の計算式により算出した必要保証金額(および注文中保証金額)は、次のルールにより定期的(週次)または臨時での見直しを実施します。

[1] 調次変更ルール

毎週木曜日にその翌週の 1Lot あたり必要保証金額を算出・公表し、その増減にかかわらず公表 直後の土曜日のメンテナンス終了時点より、保有ポジションにかかる必要保証金額(および注 文中保証金額)として適用します。計算式中の「基準レート」には、「前々週木曜日~当週水曜日」の全営業日の終値のうち最も大きい値を適用します。

また、法人のお客様の「保証金率」には、原則として協会が前週金曜日に公表した「為替リスク想定比率」の値を適用します(前週金曜日、もしくは協会がこの振替日と定める日までに協会が「為替リスク想定比率」を公表しなかった場合には、当社が別途定める方法に従い法人のお客様の「保証金率」を見直します。なお、別途定める方法につきましては、適用時点までに合理的な方法によりお客様に通知いたします)。

[2]臨時変更ルール(個人のお客様のみ)

以下の計算式により毎営業日に算出する「実質保証金率」が、相場の急上昇に伴い前営業日に「3.6%」を割り込んだことが判明した場合には、前営業日終値を「基準レート」として 1Lot あたり必要保証金額を算出し、その翌々営業日※オープン時より適用する旨を同日中に公表します。

【計算式】[実質保証金率] = [当日適用されている個人のお客様の 1Lot あたり必要保証金額] ÷ {「前営業日 Bid 終値] ×1,000 (通貨)} ×100 (%) ※小数点第2位以下切り捨て

本ルールに基づく 1Lot あたり必要保証金額の適用期限は、適用開始日と同じ週の金曜日クローズ時点までとし、その翌日(土曜日)のメンテナンス終了時点からは通常通り週次変更ルールに基づく必要保証金額を適用します。なお、本ルールの適用開始日と週次変更ルールの適用開始日が一致し、かつ本ルールに基づく必要保証金額が大きい場合には、本ルールを週次変更ルールに優先します。

※翌々営業日が週初の営業日にあたる場合に限り、適用開始日はその直前の土曜日とします。 [3]相場急変時の臨時変更ルール

以上のほか、相場急変動が発生しかつ今後当面の継続が予想される、あるいは近日中の相場急変動の発生が予見される等の理由により緊急での必要保証金額の増額が適切であると当社が判断した場合には、当社は必要に応じ、前営業日までのお客様への告知(当社ホームページ又は取引画面での表示を含む)に基づき必要保証金額(および注文中保証金額)を任意の額に、またはILot あたり必要保証金額の計算式における係数(保証金率)を任意の値に変更し、一定期間において上記週次変更ルールおよび臨時変更ルールに優先して適用できるものとします。また、相場急変動等の理由により協会が「為替リスク想定比率」を臨時で変更した場合には、

AUD/USD, NZD/USD, EUR/AUD

CHF/JPY、HKD/JPY、USD/CHF、ZAR/JPY、TRY/JPY、CNH/JPY、NOK/JPY、SEK/JPY、MXN/JPY

基準レート×1,000 (通貨) ×4% (保証金率)

※発注済みの未約定新規注文、および新規注文を新たに発注する際に必要となる 1Lot あたり注文中保証金額は、1Lot あたり必要保証金額に同じとします。

※非・対円通貨ペア(クロスカレンシー取引)の 1Lot あたり必要保証金額の基準レートは、取引通貨が同一である対円通貨ペアの基準レートに同じとします。たとえば「EUR/USD」の基準レートは、「EUR/IPY」の基準レートと常に同じです。

※当社では両建て取引における必要保証金額の算定に「MAX 方式」を採用しております。「MAX 方式」とは、両建てとなっている通貨ペアにおいて、売り買いそれぞれの合計 Lot 数を比較して、いずれか大きい側(同 Lot 数の場合はいずれか一方)の合計 Lot 数で必要保証金額を算出する方式をいいます。

2. 必要保証金額の変更ルール

以上の計算式により算出した必要保証金額(および注文中保証金額)は、次のルールにより定期的(週次)または臨時での見直しを実施します。

[1] 週次変更ルール (個人・法人のお客様共通)

毎週木曜日にその翌週の ILot あたり必要保証金額を算出・公表し、その増減にかかわらず公表直後の土曜日のメンテナンス終了時点より、保有ポジションにかかる必要保証金額(および注文中保証金額)として適用します。計算式中の「基準レート」には、「前々週木曜日~当週水曜日」の全営業日の終値のうち最も大きい値を適用します。

[2] 臨時変更ルール (個人のお客様のみ)

以下の計算式により毎営業日に算出する「実質保証金率」が、相場の急上昇に伴い前営業日に「3.6%」を割り込んだことが判明した場合には、前営業日終値を「基準レート」として 1Lot あたり必要保証金額を算出し、その翌々営業日※オープン時より適用する旨を同日中に公表します。

【計算式】[実質保証金率] = [当日適用されている個人のお客様の lLot あたり必要保証金額] ÷ {[前営業日 Bid 終値] ×1,000 (通貨)} ×100 (%) ※小数点第2位以下切り捨て

本ルールに基づく 1Lot あたり必要保証金額の適用期限は、適用開始日と同じ週の金曜日クローズ時点までとし、その翌日(土曜日)のメンテナンス終了時点からは通常通り週次変更ルールに基づく必要保証金額を適用します。なお、本ルールの適用開始日と週次変更ルールの適用開始日が一致し、かつ本ルールに基づく必要保証金額が大きい場合には、本ルールを週次変更ルールに優先します。

※翌々営業日が週初の営業日にあたる場合に限り、適用開始日はその直前の土曜日とします。 [3]相場急変時の臨時変更ルール

以上のほか、相場急変動が発生しかつ今後当面の継続が予想される、あるいは近日中の相場急変動の発生が予見される等の理由により緊急での必要保証金額の増額が適切であると当社が判断した場合には、当社は必要に応じ、前営業日までのお客様への告知(当社ホームページ又は取引画面での表示を含む)に基づき必要保証金額(および注文中保証金額)を任意の額に、または1Lot あたり必要保証金額の計算式における係数(保証金率)を任意の値に変更し、一定期間において上記週次変更ルールおよび臨時変更ルールに優先して適用できるものとします。 なお、本ルールに基づく変更後の必要保証金額の適用期限は、遅くとも適用期限の当日までに公

上記の定めにかかわらず、法人のお客様の ILot あたり必要保証金額の計算式における係数(保証金率)を当該「為替リスク想定比率」の値に臨時で変更する場合がございます。

<u>なお、本ルールに基づく変更後の必要保証金額の適用期限は、いずれの場合も遅くとも適用期</u>限の当日までに公表します。

取引に適用される最新の 1Lot あたり必要保証金額については、以下の URL をご確認ください。 (http://www.gaitame.com/products/nextneo/pair.html)

27. ~36 (略)

37. 課税上の取扱い

個人が行った店頭外国為替保証金取引で発生した<u>利益</u>(売買による差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。)は、2012年1月1日の取引以降、「<u>先物取引に係る雑所得等</u>」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。法人が行った店頭外国為替保証金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

金融商品取引業者は、個人の顧客が店頭外国為替保証金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合せ下さい。

※復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで(25年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%)が、追加的に課税されるものです。

38. ~39 (略)

外国為替保証金取引行為に関する禁止行為

a. ~t (略)

- u. 通貨関連デリバティブ取引 (外国為替保証金取引を含みます。v. において同じ。) につき、顧客が預託する保証金額 (計算上の損益を含みます。) が<u>顧客が個人の場合は</u>金融庁長官が定める額 (想定元本の 4%。v. において同じ。)、顧客が法人の場合は約定時必要預託額に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
- v. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した保証金額(計算上の損益を含みます。)が、顧客が個人の場合は金融庁長官が定める額、顧客が法人の場合は維持必要預託額にそれぞれ不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること

以下省略

表します。

<u>なお、</u>取引に適用される最新の 1Lot あたり必要保証金額については、以下の URL をご確認ください。

(http://www.gaitame.com/products/nextneo/pair.html)

27. ~36 (略)

37. 税金について

個人が行った店頭外国為替保証金取引で発生した<u>益金</u>(売買による差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。)は、2012年1月1日の取引以降、「<u>雑所得</u>」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。法人が行った店頭外国為替保証金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

金融商品取引業者は、<u>顧客の</u>店頭外国為替保証金取引について差金等決済を行った場合には、 原則として、当該顧客の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者 の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合せ下さい。

※復興特別所得税は、平成25年から平成49年まで(25年間)の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額(利益に対しては、0.315%)が、追加的に課税されるものです。

38. ~39 (略)

外国為替保証金取引行為に関する禁止行為

a. ~t (略)

u. 通貨関連デリバティブ取引 (外国為替保証金取引を含みます。v. において同じ。) につき、顧客が預託する保証金額 (計算上の損益を含みます。) が、金融庁長官が定める額 (<u>平成 22 年8月1日以降は想定元本の 2%、平成 23 年8月1日以降は同じく 4%。</u>v. において同じ。) に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること

v. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した保証金額(計算上の損益を含みます。)が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足額を預託させることなく取引を継続すること

以下省略

以上